２財建技第３１号
令和２年４月22日

各局（本部）長
中央卸売市場長
教育委員会教育長
各行政委員会事務局長
議会局長
警視総監、消防総監
殿

財　務　局　長
（公　印　省　略）

「東京都における公共工事の新型コロナウイルス感染症
拡大防止対策ガイドライン（令和２年４月22日版）」の策定について

各局におかれましては、都発注工事における新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めていただいているところですが、この度、東京都緊急対策（第四弾）を踏まえ、都発注工事における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置や感染者等が発生した場合の対応等についての基本的な内容をとりまとめたガイドラインを策定したのでお知らせいたします。

工事を施行する場合は、本ガイドラインを踏まえつつ各工事現場の実情に応じて創意工夫を行い感染症の拡大防止に努めるようお願いいたします。

また、測量、調査、設計などの業務についても、必要に応じてこれを準用することといたします。

なお、各局におかれましては、本ガイドラインを受注者に対しても周知をお願いいたします。

担　当
財務局 建築保全部 技術管理課　建築技術担当（内27-641）
土木技術担当（内27-646）

令和２年４月 22 日版

東京都における公共工事の
新型コロナウイルス感染症拡大防止対策
ガイドライン

令和２年４月

東　京　都

目次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

１．工事現場における感染拡大防止措置・・・・・・・・・・・・・・・・1

２．工事現場における感染拡大防止措置が困難な場合の対応・・・・・4

３．工事現場において感染者が発生した場合の対応・・・・・・・・・・4

４．受注者の希望による工事の一時中止等・・・・・・・・・・・・・・6

５．参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

【別添１】

「工事現場における新型コロナウイルス感染症拡大防止措置チェックリスト」・・・・・・・・9

【別添２（建設局通知抜粋)】

「現場における具体的な取組（案)」及び「注意喚起用リーフレット」・・・・・・・・・・・・10

【別添３（国土交通省事務連絡抜粋)】

「建設現場「三つの密」の回避等に向けた取組事例」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

【別添４（建設局通知抜粋)】

「新型コロナウイルス感染者が発生した際の対応フロー」・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

【別添５（福祉保健局ＨＰ)】

「都民の皆様へ　～新型コロナウイルス感染症が心配なとき～」・・・・・・・・・・・・・・・ 22

【別添６（福祉保健局ＨＰより作成)】

「新型コロナ受診相談窓口（帰国者・接触者電話相談センター）受付時間、電話番号等」・・ 23

はじめに

本ガイドラインは、東京都（以下「都」という。）が令和２年４月 15 日に取りまとめた東京都緊急対策（第四弾）を踏まえ、都が発注する工事における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置や感染者等が発生した場合の対応等について基本的な内容を示すものである。

工事を施行する場合は、本ガイドラインを踏まえつつ各工事現場の実情に応じて創意工夫を行い、感染症の拡大防止に努めるものとする。

また、測量、調査、設計などの業務についても、必要に応じてこれを準用する。

今後の感染拡大の状況や、国、都の対策等に応じて、本ガイドラインを適宜見直すものとする。

なお、本ガイドラインは、工事等の継続を受注者の意に反して推奨するものではない。

１．工事現場における感染拡大防止措置

受注者はもとより来訪者を含め、工事現場全体で新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことが必要である。

なお、工事現場における感染拡大防止措置にあたっては、以下の資料を参考とする。

○「工事現場における新型コロナウイルス感染症拡大防止措置チェックリスト」
【別添１】

○「現場における具体的な取組（案）」及び「注意喚起用リーフレット」
【別添２（建設局通知抜粋）】

○「建設現場「三つの密」の回避等に向けた取組事例」
【別添３（国土交通省事務連絡抜粋）】

(1)　作業従事者等の健康管理

・ 技能者や現場技術者を含む工事現場に従事する全ての作業従事者等（以下「全ての作業従事者等」という。）に対して、工事現場入場時に体温測定や体調確認を行うとともに、出勤前の検温、長時間労働の是正、十分な栄養摂取、睡眠時間の確保などの周知徹底を図る。

・ 体温測定の結果、従事者等に 37.5 度以上の発熱や風邪の症状などがみられるときは自宅待機とするなど、適切に対応する。
・ 工事現場を訪れる来訪者に対しても、入場時に体温測定や健康状態の確認を行い、体温が 37.5 度以上ある場合や風邪の症状などがみられる場合は工事現場への入場制限を行う。

(2) 基本的な感染症防止対策の徹底

・ 全ての作業従事者等に対して、咳エチケットの徹底や手洗いうがいの励行、正しいマスクの着用など基本的な感染症防止対策を周知する。
・ 工事現場の状況を勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定者が触れる箇所の定期的な消毒など、感染予防に向けた取組を行う。

(3) 「３つの密」の回避

・ 受注者は、工事現場において以下の「３つの密」が発生しないように努める。

３つの密

①	換気の悪い密閉空間	“密 閉”
②	多数が集まる密集場所	“密 集”
③	間近で会話や発声をする密接場面	“密 接”

・ 全ての作業従事者等は、それぞれの立場で「３つの密」の回避に努める。
・ 「３つの密」に該当しない場所であっても、人混みや近距離での会話、特に大声を出すことなどを極力避ける。
・ 朝礼や現場事務所などでの会議、更衣室等での着替え、詰所スペースなどでの食事や休憩など、多くの人数が集まる場所で作業等を行う場合は、他の従事者等と一定の距離を保つ。また、建物内の密室・密閉空間で作業を行う場合は、窓を開けて換気や送風機等を使用により風通しを良くする。

・ 現場定例会などの人と人とが対面する会議を可能な限り避け、電話や電子メールなどを活用する。また、やむを得ず現場事務所等での会議や朝礼を開催する場合は、必要な人員に限定するとともに離隔距離をできるだけ確保するなど適切に対応する。
・ 自動車で通勤等する場合は少人数による乗車や換気を心掛けるほか、公共交通機関を利用して通勤する場合は可能な限り時差通勤を行う。

(4) 感染拡大防止措置に係る経費

・ 感染拡大防止措置を実施する上で追加経費が必要となる場合は、受発注者間で設計変更の協議を行う。
・ その上で、感染拡大防止のために必要と認められる対策については、受注者による施工計画書への反映と確実な履行を前提として設計変更を行い、契約金額の変更や工期の延長を行うなど適切に対応する。
・ 上記の対応を含め、感染拡大防止措置に係る経費については、受注者の責によらないものとして、既存の積算基準や工事請負契約設計変更ガイドライン等に基づき対応する。

【参考】

設計変更の対象とする感染拡大防止対策に係る費用（例）

＜共通仮設費＞

・ 労働者宿舎における密集を避けるための、近隣宿泊施設の宿泊費・交通費
・ 現場事務所や労働者宿舎等の拡張費用・借地料

※いずれも、その後の積算における現場管理費率や一般管理費率による計算の対象外とする。

＜現場管理費＞

・ 現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用
・ 現場に配備する消毒液の購入、赤外線体温計等の購入・リース費用
・ 遠隔臨場やテレビ会議等のための機材・通信費

※いずれも、その後の積算における一般管理費率による計算の対象外とする。

なお、ここに掲げる例のほかにも、感染拡大防止のために必要と認められる対策については、設計変更を行うことを妨げない。

※出典：国土交通省　事務連絡「工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について」（令和２年４月 20 日付）より抜粋

２．工事現場における感染拡大防止措置が困難な場合の対応

(1)　感染拡大防止措置が困難な場合の対応

・ 施行中の工事現場によっては、密閉された空間で多くの作業員が従事せざるを得ない状況が存在することなどにより、「３つの密」を避けることが困難な場合等の状況が想定される。このような場合には、従事者等の健康管理に留意する観点から、受発注者協議の上、工事の一時中止など適切な対応をとる。

(2)　工事の一時中止などの対応による経費

・ 感染拡大防止措置が困難なことにより工事の一時中止等を行う場合に必要な経費については、受注者の責によらないものとして既存の積算基準や工事請負契約設計変更ガイドライン等に基づき対応する。

３．工事現場において感染者が発生した場合の対応

工事現場で感染者が発生した場合は、直ちに工事現場全体を閉鎖するとともに保健所の指導のもと適切に対応し、これ以上の感染拡大を防止しなければならない。

なお、工事現場において感染者が発生した場合の対応にあたっては、以下の資料を参考とする。

○「新型コロナウイルス感染者が発生した際の対応フロー」

【別添４（建設局通知抜粋)】

○「都民の皆様へ　～新型コロナウイルス感染症が心配なとき～」
【別添５（福祉保健局 HP)】
○「新型コロナ受診相談窓口（帰国者・接触者電話相談センター）受付時間、電話番号等」【別添６（福祉保健局 HP より作成)】

(1)　保健所への連絡、工事現場の閉鎖

・ 全ての作業従事者等は、自身が医療機関等において PCR 検査を受検した場合や、検査の結果、新型コロナウイルス感染症に感染したことが明らかになった場合、所属する会社を通じて当該工事の現場代理人にその旨を伝える。また、感染していないが、保健所から濃厚接触者として特定された場合についても同様とする。
・ 現場代理人は、全ての作業従事者等のうち、感染者を把握した場合、都の監督員と工事現場の所在地を管轄する保健所それぞれに対してその旨を連絡するとともに、安全を確保した上で直ちに工事現場全体を閉鎖する。
・ 現場代理人は、全ての作業従事者等のうち、濃厚接触者として特定された従事者等を把握した場合、都の監督員と工事現場の所在地を管轄する保健所それぞれに対してその旨を連絡する。

(2)　感染者等への対応

・ 新型コロナウイルスに感染した従事者等は、入院や自宅療養などにより治療に専念する。
・ 濃厚接触者として特定された従事者等については、保健所の指導に従い自宅待機を行う。その際、毎日、体温測定を行うなど健康状態を観察する。
・ 上記の従事者等が工事現場へ復帰する場合は、保健所の了解を得た後とする。

(3)　工事現場の消毒作業

・ 工事現場の閉鎖後、受注者は保健所の指導を受けて消毒場所を特定し、消毒作業を実施する。

・ 物の表面を消毒する場合は、次亜塩素酸ナトリウム（0.1％）が有効であることが分かっている。また、ウイルスが付着した恐れのある衣服などについては、熱湯消毒（80 度、10 分間）も有効である。実際の消毒作業に当たっては、国や都など各機関のホームページを参考とする。

※福祉保健局ＨＰ　新型コロナウイルス感染症 FAQ（よくある質問）参照

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/coronasodan.files/corona_faq.pdf

(4)　工事現場の再開

・ 消毒完了後、受注者は安全点検を行い、保健所の了解を得るとともに、発注者と協議の上、工事現場を再開する。

・ 現場再開後も、全ての作業従事者等の体温測定や健康観察を行うとともに、マスクの着用など感染拡大防止措置（「１．工事現場における感染拡大防止措置」参照）を徹底する。

(5)　工事の一時中止等による経費

・ 感染者の発生により工事を一時中止する場合や消毒作業などの工事現場を再開するために必要な経費については、受注者の責によらないものとして既存の積算基準や工事請負契約設計変更ガイドライン等に基づき対応する。

４．受注者の希望による工事の一時中止等

(1)　受注者の希望による工事の一時中止等

・ 受注者は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、工事等の一時中止や工期又は履行期間の延長を希望する場合、発注者にその旨を申し出る。

・ 上記の申し出を受けた発注者は、受注者の責によらないものとして、一時中止や設計図書等の変更を行う。一時中止等の期間については、都が発出した通知（「５．参考資料」参照）を踏まえ、受注者と協議し設定する。

(2)　工事等の再開

・ 工事等の再開に当たっては、受発注者双方で感染拡大防止対策の実施状況を確認する。（「１．工事現場における感染拡大防止措置」参照）

(3)　工事の一時中止等による経費

・ 受注者の希望により工事を一時中止する場合に必要な経費については、受注者の責によらないものとして既存の積算基準や工事請負契約設計変更ガイドライン等に基づき対応する。

５．参考資料

〇財務局から各局等への主な通知

・ 都における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び設計等業務の一時中止措置等について
（令和２年２月 28 日付 31 財建技第 312 号）

・ 「都における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び設計等業務の一時中止措置等の解釈」等について
（令和２年３月２日付事務連絡）

・ 「「都における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び設計等業務の一時中止措置等の解釈」等について」に関する補足
（令和２年３月４日付事務連絡）

・ 「都における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び設計等業務の一時中止措置の延長」等について
（令和２年３月 12 日付 31 財建技第 322 号）

・ 都における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び設計等業務の一時中止措置等について（期間の変更）
（令和２年３月 24 日付 31 財建技第 333 号）

・ 新型コロナウイルス感染症の影響による監理技術者等の恒常的な雇用関係の取扱いについて（令和２年３月 30 日付事務連絡）

・ 都における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び設計等業務の一時中止措置等について（期間の変更）

（令和２年４月２日付２財建技第６号）

・ 都における新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び設計等業務の対応について(令和２年４月８日付２財建技第15号)

・ 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の対象が全国に拡大されたことに伴う工事等の対応について（参考送付）（令和２年４月20日付事務連絡）

・ 都の工事及び設計等業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について（令和２年４月21日付２財建技第30号）

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等に向けた工事等（設計等委託や物品買入れ等を含む）の対応については、電子調達システムTOPページの「新型コロナウイルス工事等の対応はこちら」からご確認ください。

URL：http://www.e-procurement.metro.tokyo.jp/index.jsp

【別添１】

工事現場における新型コロナウイルス感染症拡大防止措置チェックリスト（工事受注者用）（例）

項目	チェック
1．工事現場における感染防止に向けた行動変容	
・受注者だけでなく、全ての下請負業者、来訪者を含めた工事現場全体で、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組んでいる	
・感染者等が発生した場合の対応フローを掲示し、周知・徹底している	
・その他（　　）	
2．作業従事者等の健康管理	
① 日常的な健康状態の確認	
・工事現場入場時において作業員等の検温・体調確認を行っている	
・新規入場者教育時等において体調確認を行っている。（または出勤前に検温するよう周知している）	
・全ての下請負業者を含む作業員等に発熱(37.5度以上)や風邪症状等があった場合には、速やかに受注者等に報告し、自宅待機とするなど適切に対応している	
・来訪者に対しても検温・体調確認を行い、発熱(37.5度以上)や風邪症状等があった場合には、入場を制限している	
・その他（　　）	
② その他の取組み	
・疲労の蓄積を避けるため、長時間労働の是正を周知している	
・栄養バランスの取れた十分な食事を心がけるよう周知している	
・十分な睡眠時間を確保するよう周知している	
・その他（　　）	
3．基本的な感染症防止対策の徹底	
① 咳エチケット・手洗い等の徹底（作業従事者等・来訪者問わず）	
・咳エチケットの徹底を周知している	
・こまめな手洗い・うがいの徹底を周知している	
・マスク着用の徹底を周知している	
・マスクを正しく着用するよう周知している	
・その他（　　）	
② 工事現場の消毒等	
・現場状況等を勘案し、アルコール消毒液を設置している	
・現場状況等を勘案し、不特定者が接触する箇所は定期的に拭き取り・消毒している	
・消毒等を担当する人員を増員している	
・その他（　　）	
4．「３つの密」の回避	
① 換気の悪い密閉空間の改善	
・現場事務所内の打合室や更衣室等は、定期的に換気している	
・建物内の工事現場において換気が悪い場所については、定期的な窓開けや送風機による換気など行っている	
・朝礼は屋外等で実施するなど密閉空間を避けている	
・作業開始時間の調整を図り時差通勤に努めている	
・複数の人員で車両通勤する場合は、窓を開けての換気や座席間隔をあけるための分散乗車に努めている	
・その他（　　）	
② 多くの人が密集する場所の改善	
・作業開始・休憩・昼食時刻を分散している	
・可能な限り時差通勤に努めている	
・朝礼等は、出席者を指定することで必要最低限の人数とし、人との間隔は２m以上を確保した上で実施している	
・現場定例会などの打合せはなるべく避け、資料配布や電話・テレビ会議等の代替手段を講じている	
・対面での会議等の必要がある場合は、人と人との距離を２m以上取るようにしている	
・食堂における感染防止のため、昼食時間をずらし、食堂利用者の分散に努めている	
・喫煙スペースにおけるゆとりの確保や一度に喫煙スペースに入ることの出来る喫煙者数を制限している	
・その他（　　）	
③ 近距離での会話や発声の抑制	
・工事現場では、他の作業従事者等との間に距離をなるべく保持するようにしている	
・第三者との接触が必要な場合は、可能な限り距離を保持したうえで対応している	
・その他（　　）	

※ 項目の中には、業種、業態、職種等によっては対応できないものがあるかもしれません。そのため、すべての項目が「チェック」できないからといって、対策が不十分ということではありません。現場の実態を確認し、全員（全下請負業者を含む）がすぐにできることを確実に実施いただくようお願い致します。

参考：「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」（厚生労働省）

工事現場における新型コロナウイルス
感染症拡大防止措置の取組（例）

令和２年４月８日
建　　設　　局

○３『密』（密閉・密集・密接）の回避
○咳エチケット徹底と正しいマスクの着用
○手洗い（アルコール消毒）・うがいの徹底

現場における具体的な取組（例）

通勤・移動時

・時差通勤（作業開始調整が可能な場合）
・車両の窓を開けての換気
・車両の座席間隔保持
・少人数での通勤など

現場事務所

・風通し良く窓を開けての換気
・詰所スペースの拡大
・打合せ時間短縮、携帯・チャット活用
・アルコール消毒（入手困難時は石鹸等）

朝礼時

・入場時の体温測定（37.5℃以下）
・咳エチケットの実演・演習
・一人一人の間隔をあける
・換気の良い箇所で実施（屋外等）

作業現場

・作業開始・休憩・昼食時刻等の分散
・清掃作業員の増員（消毒担当など）
・喫煙スペースのゆとり・閉鎖
・ICTの活用（ウエアラブルカメラなど）

＊注）上記は一案であり、各現場で創意工夫して感染症拡大防止に努めてください。

令和２年４月８日付２建総技第２４号『工事現場における「新型コロナウイルス感染症拡大防止措置」の取組について』（建設局通知抜粋）

東京都建設局

３「密」の回避

～「密閉・密集・密接」の場面を作らない～

❶換気の悪い 密閉空間

打合せ・会議等では、
〇窓を開けて換気
〇室外での実施

❷多数が集まる 密集場所

朝礼等では、
〇人と人の距離を開ける（2m以上）

❸間近で会話や発声をする 密接場面

会話・発声時は、
〇マスクの着用
〇電話等の活用

建設局BCP
（事業継続計画）
〈新型インフルエンザ編〉

出典：首相官邸HP(https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html)

令和２年４月８日付２建総技第２４号『工事現場における「新型コロナウイルス感染症拡大防止措置」の取組について』（建設局通知抜粋）

３つの咳エチケットと正しいマスクの着用

～くしゃみや咳が出る時は、咳エチケットを心がけましょう～

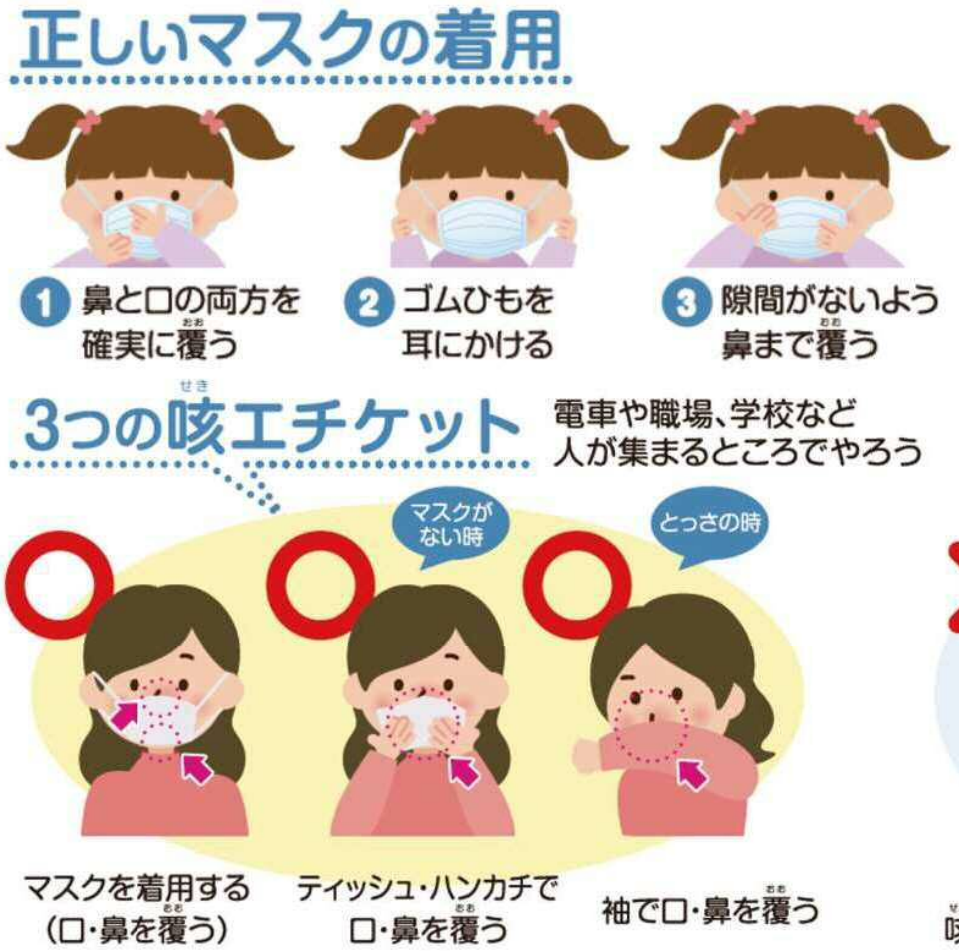

くしゃみや咳が出る時は、
- ○マスクを着用します
- ○ティッシュなどで鼻と口を覆います
- ○とっさの時は袖や上着の内側で覆います

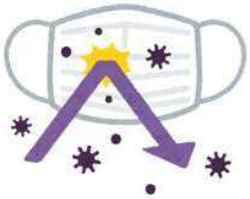

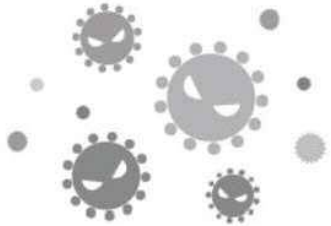

出典：首相官邸HP(https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html)

建設局BCP
（事業継続計画）
〈新型インフルエンザ編〉

令和２年４月８日付２建総技第２４号『工事現場における「新型コロナウイルス感染症拡大防止措置」の取組について』（建設局通知抜粋）

手洗いの徹底

～こまめに手を洗いましょう～

出典：首相官邸HP(https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html)

ドアノブや電車のつり革など様々なものに触れることにより、
自分の手にもウイルスが付着している可能性があります

各場面でのこまめな手洗い、消毒を！
〇作業前に手を洗いましょう
〇食事前に手を洗いましょう
〇作業後に手を洗いましょう
〇帰宅前に手を洗いましょう

建設局BCP
（事業継続計画）
〈新型インフルエンザ編〉

令和２年４月８日付２建総技第２４号『工事現場における「新型コロナウイルス感染症拡大防止措置」の取組について』（建設局通知抜粋）

建設現場「三つの密」の回避等に向けた取組事例 ①

【別添３】

消毒液の使用やうがい、石鹸による手洗い励行、体温測定等による健康管理と作業・打合せ時のマスク着用等、政府の対処方針※を踏まえた対策の徹底とともに、建設現場の「三つの密」の回避等に向けて現場では様々な取組・工夫が実践

※「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年4月16日変更）

朝礼・KY活動※における取組事例

※危険予知活動

- ○ 朝礼時の配列間隔の確保 （作業員間の一定距離の確保（２m程度））
- ○ 対人間隔が確保困難な場合等の朝礼の参加人数の縮小等
  （参加者を職長のみとし、朝礼後にグループ別に伝達事項等を共有する 等）
- ○ 伝達事項等に即した朝礼等の時間短縮や内容の効率化
  （説明のポイントを絞った時間短縮、伝達事項が明確な資料の活用等）
- ○ 指差し呼称や肩もみ等の接触を伴う活動の省略
  （指差し呼称する場合には十分な距離を確保する）
- ○ 朝礼時の体温測定等（非接触体温計の活用等）
- ○ テレビ通話ツール等の利用による現場・事務所間の遠隔開催　等

作業員間の一定距離の確保

サーモグラフィーカメラによる体温計測

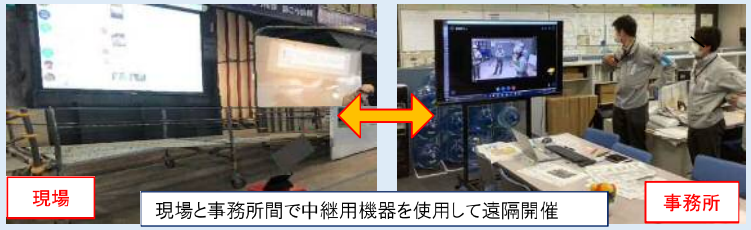

現場と事務所間で中継用機器を使用して遠隔開催

現場事務所等での業務・打合せに関する取組事例

- ○ 事務作業時の対人間隔の確保や窓等の開放による換気
- ○ Web（TV）会議やメール・電話による対面の打合せ等の削減
- ○ 対面で打合せ等を行う場合には十分な対面距離を確保
  （例）対面距離を2.0m以上空ける、３人掛けの机を２人掛けで利用する、
  対面とならないよう座席を配置する　など
- ○ 時間差による打合せの分散化や、打合せ時間の短縮・人数の縮小
- ○ 現場事務所等での次亜塩素酸水対応の加湿器等の使用　　等

現場事務所での対人間隔の確保と換気

打合せ時の十分な対面距離の確保

Web会議による打合せ

次亜塩素酸水対応の加湿器等を設置

令和２年４月17日付　『新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の対象が全国に拡大されたことに伴う工事等の対応について』（国土交通省　事務連絡　抜粋）

建設現場「三つの密」の回避等に向けた取組事例 ②

国土交通省

食事・休憩時における取組事例

○ 休憩室等の窓・ドア等の常時開放や定期的な換気の励行

○ 車中における食事・休憩の励行、休憩時間の分散化
（時間差による休憩室や更衣室等の利用、班別の休憩取得の励行など）

○ 更衣室や休憩室等での一定の対人距離の確保

○ 簡易なパーティション（アクリル板等）による密接の防止

○ 手洗い時のタオルの撤去（ペーパータオルの利用等）　等

休憩室の窓の常時開放

時間差による休憩時間の分散化

パーティションで密接を防止

屋外で対人距離を確保して休憩

現場作業や移動時の取組事例

○ 作業員の配置のブロック分けによる密接した作業の回避

○ 密室・密閉空間での換気や送風機等の使用の励行
（室内作業や型枠組立、内装工事など）

○ 車両での移動時の同乗・相乗りを避け個別の移動を励行
（現場へ移動するための車両数を増やす、近隣に借地し駐車スペースを確保する等）

○ 現場と自宅の直行直帰の推奨

○ 重機や車両等の操作前の消毒等の徹底　等
（ハンドルや操作レバー等を消毒する、車両運転時にゴム手袋を着用する等）

ハンドルやレバー等のアルコール消毒の徹底

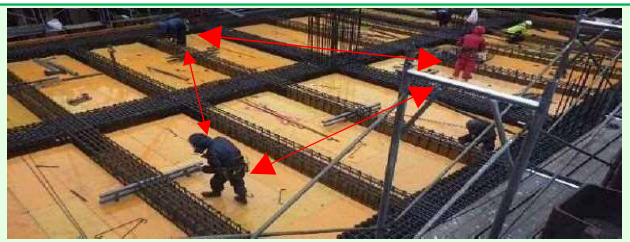

作業員の配置をブロック分けし密接した作業を回避

令和２年４月17日付　『新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の対象が全国に拡大されたことに伴う工事等の対応について』（国土交通省　事務連絡　抜粋）

建設現場「三つの密」の回避等に向けた取組事例 ③

国土交通省

オリジナルのポスターやロゴ、看板による意識向上

○ 現場や事務所にオリジナルのポスターやロゴ、看板を設置し、「三つの密」回避等の意識向上と作業姿勢の定着を図る

【コロナ感染防止十則】	
1	出勤前の検温実施
2	率先しよう時差出勤
3	マスクは正しく要着用
4	休憩前のうがいと手洗い
5	扉をあけて部屋換気
6	詰所はみんなで清潔に
7	適正距離で行動し
8	不要な外出控えよう
9	日々の体調管理しっかりと
10	怪しい時はすぐ報告

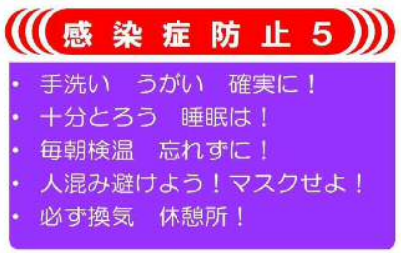

令和２年４月17日付　『新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の対象が全国に拡大されたことに伴う工事等の対応について』（国土交通省　事務連絡　抜粋）

【建設現場『三つの密』の回避等】　朝礼・KY活動における取組・工夫の例

朝礼の整列時に作業員間の距離を十分に確保

立ち位置をマーキングして
配列間隔を確保

朝礼の分散化・少人数化

朝礼時などに体温測定を実施

日常健康チェック表

業者名：

※体温と体調を確認し記入お願いします。
※体調：良好→◎、普通→○、不良→△、作業不可能→×
※体調不良の方は、無理をせず医師の診断を受けてください。

名前	4/6(月)	4/7(火)	4/8(水)	4/9(木)	4/10(金)	4/11(土)
(記入例)		36.4℃ ○	36.5℃ ○	36.6℃ ○	36.4℃ ○	

作業員の毎日の体温と体調を
記録・チェック

令和２年４月17日付　『新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の対象が全国に拡大されたことに伴う工事等の対応について』（国土交通省　事務連絡　抜粋）

【建設現場『三つの密』の回避等】　現場事務所等での業務・打合せに関する取組・工夫の例

現場事務所での事務作業時は対人間隔を確保。窓等もなるべく開放して換気

シートで区切り机前の飛沫防止。段ボールも有効活用

Web（TV）会議やメール・電話を活用して、対面での打合せ等はできるだけ削減

対面で打合せ等を行わざるを得ない場合には、人数を縮小し、対面距離を確保して実施。窓を開けるなど換気し、なるべく短時間で終える

現場事務所などにおいて次亜塩素酸水対応の加湿器を使用し空気を殺菌

令和２年４月17日付　『新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の対象が全国に拡大されたことに伴う工事等の対応について』（国土交通省　事務連絡　抜粋）

【建設現場『三つの密』の回避等】　食事・休憩時における取組・工夫の例

休憩所や喫煙所は大人数での使用を避け、休憩や昼食時間はなるべく時差で取得。座席の配席を工夫し、密接にならないよう留意

喫煙スペースも仕切りを
設置して間隔を確保

施工中の空きスペースを
オープンエアの休憩所として利用

昼食時はお互い距離をとって食事

手洗い場所はタオルを撤去、
ペーパータオルを使用

○その他の例として、

- トンネルやダムなど、宿泊施設のある現場について、入浴施設に別々に入浴できるよう、一人用湯舟を4個設置
- 宿泊施設の食堂で、朝昼晩の食事で密接にならないよう、食堂に『取り決め表』を掲示

令和２年４月17日付　『新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の対象が全国に拡大されたことに伴う工事等の対応について』（国土交通省　事務連絡　抜粋）

【建設現場『三つの密』の回避等】　現場作業や移動時の取組・工夫の例

現場移動では同乗を避けて
個人で移動

重機のレバーはこまめに消毒

作業場所は定期的に換気する

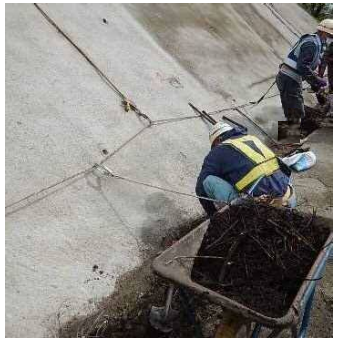

作業時もなるべく離隔を確保

現場の手洗い場所の増設

作業場所での手洗い励行

作業時のマスク着用

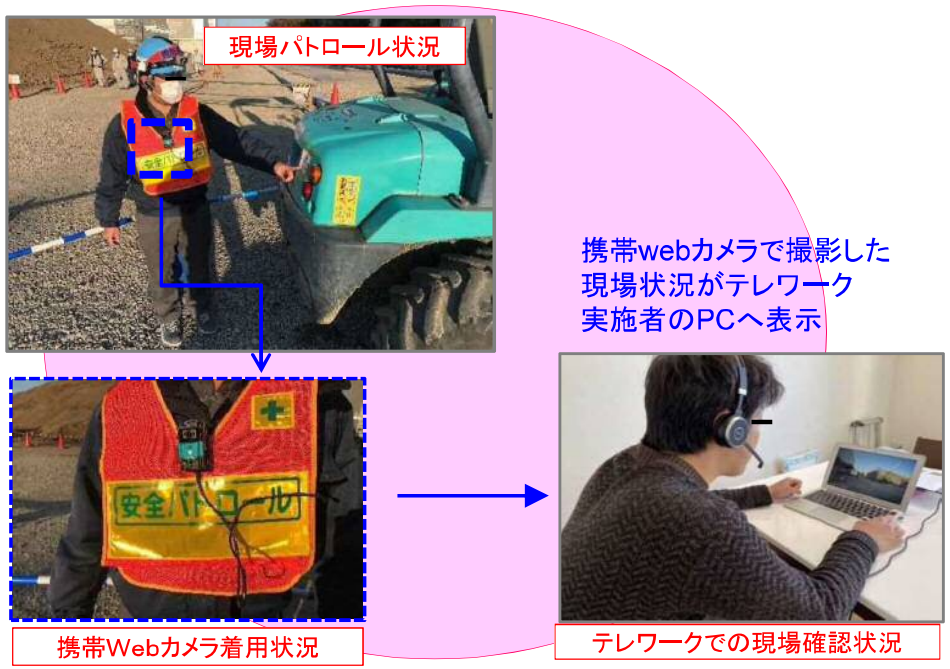

テレワーク中の担当者でも、自宅でPC等で確認・指示・注意を行うことができ、テレワークの活用と現場における対人接触の低減に資する

令和２年４月17日付　『新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の対象が全国に拡大されたことに伴う工事等の対応について』（国土交通省　事務連絡　抜粋）

令和２年４月８日
建設局

（暫定版）　工事現場内で新型コロナウイルス感染者が発生した際の対応フロー（受注者用）

現場技術者・技能者の感染が確定

現場の所在地を管轄する保健所
https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/coronasodan.html

指導
連絡・調整

現場代理人

連絡

保健所の指導・確認

作業員の対応

・感染者は入院若しくは自宅療養
⇒現場代理人（下請の場合は感染者の所属する会社を通じ）は電話等で行動履歴等を聴取し、都監督員に報告

・保健所が濃厚接触者を特定
⇓
＊14日間自宅待機

・感染者及び濃厚接触者は、保健所の了解を得た上で、現場へ復帰

◎あくまで現時点での想定であり、実際に発生した場合には、濃厚接触者の人数等を踏まえた対応とする。

現場の対応

・現場全体を直ちに閉鎖

・保健所の指導を受け、消毒場所を確定
⇒消毒を実施（注１）

・消毒完了後、安全点検を行い、保健所の確認をもとに現場を再開

・検温等の健康観察、マスクの着用、手洗い・うがいなどを徹底

発注者への連絡

監督員

※夜間・休日は、総括監督員

注１ 消毒委託業者が保護具等を用意の上、監督員のほか、現場代理人及び現場の安全衛生責任者が、立ち会いを実施

＊WHOの知見：潜伏期間を踏まえ、未感染者については14日間にわたり健康状態を観察することが推奨されている
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html#Q1（厚生労働省：新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽに関するＱ＆Ａ）

令和２年４月８日付２建総技第２６号『工事現場内で新型コロナウイルス感染者が発生した際の対応について（通知）』（建設局通知抜粋）

都民の皆さまへ～新型コロナウイルス感染症が心配なとき～

かかりつけ医のいる方

「風邪のような症状」
「３７．５℃以上の発熱」
「強いだるさや息苦しさ」がある

不安に思う方

↓

かかりつけ医に電話相談

↓

新型コロナ外来での
受診が必要と判断

日ごろ、医療機関にかかっていない方（かかりつけ医のいない方）

「風邪のような症状」「３７．５℃以上の発熱」がある方

（一般の方）症状が４日以上続く場合

（高齢・基礎疾患がある・妊婦の方）
症状が２日程度続く場合

「強いだるさや息苦しさ」がある方

↓

新型コロナ受診相談窓口に電話（２４時間対応）

【平日（日中）】各保健所
※電話番号は福祉保健局HPに掲載

【土日祝・夜間】０３－５３２０－４５９２

必要な問診を行います

↓

新型コロナ外来（帰国者・接触者外来）を受診
※マスクをして公共交通機関をできるだけ使わずに

医師が検査の必要ありと判断

↓

ＰＣＲ検査（東京都健康安全研究センター等）

陽性 → **入院（感染症指定医療機関等）**

陰性 → 自宅で安静 / 医療機関を受診

※症状が良くならない場合は、
再度受診相談窓口またはかかりつけ医
に相談

受診が不要と判断

医師が検査の必要なしと判断

不安に思う方

微熱や軽い咳が出ている

感染したかもしれないと不安

↓

新型コロナコールセンターに電話
【午前９時から午後９時（土日祝含む）】
０５７０－５５０５７１（2/28から）

専門的な助言が必要な場合
受診相談窓口を案内

電話番号のお掛け間違いにより、
ご迷惑をお掛けするケースが発生しています。

福祉保健局HP（https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/coronasodan.files/soudan.pdf）

新型コロナ受診相談窓口（帰国者・接触者電話相談センター）受付時間、電話番号等

受付時間	設置期間	電話番号
平日：日中 各保健所の開所時間による （概ね9時～17時、詳細は下記）	各保健所の相談センター	（詳細は下記） 【最寄りの保健所の相談センターにご連絡ください】
平日：17時～翌９時 土日祝日：終日	都・特別区・ 八王子市・町田市 合同電話センター	０３－５３２０－４５９２ 【都内全域対象】

特別区

	所在地	保健所名	電話番号	開設時間
あ	足立区	足立 保健所	03 － 3880 － 5747	平日 8:30 ～ 17:15
	荒川区	荒川区 保健所	03 － 3802 － 4243	平日 8:30 ～ 17:15
	板橋区	板橋区 保健所	03 － 6905 － 6367	平日 8:30 ～ 17:00
	江戸川区	江戸川区 保健所	03 － 5661 － 1124	平日 9:00 ～ 17:00
	大田区	大田区 保健所	03 － 5744 － 1360	平日 9:00 ～ 17:00
か	葛飾区	葛飾区 保健所	03 － 3602 － 1376	平日 8:30 ～ 17:15
	北区	北区 保健所	03 － 3919 － 4500	平日 9:00 ～ 17:00
	江東区	江東区 保健所	03 － 3647 － 5879	平日 8:30 ～ 17:15
さ	品川区	品川区 保健所	03 － 5742 － 9105	平日 9:00 ～ 17:00
	渋谷区	渋谷区 保健所	03 － 3463 － 3650	平日 8:30 ～ 17:15
	新宿区	新宿区 保健所	03 － 5273 － 3836	平日 9:00 ～ 17:00
	杉並区	杉並 保健所	03 － 3391 － 1299	平日 9:00 ～ 17:00
	墨田区	墨田区 保健所	03 － 5608 － 1443	平日 9:00 ～ 17:00
	世田谷区	世田谷区 保健所	03 － 5432 － 2910	平日 8:30 ～ 17:15
た	台東区	台東 保健所	03 － 3847 － 9402	平日 9:00 ～ 17:00
	中央区	中央区 保健所	03 － 3541 － 5254	平日 9:00 ～ 17:00
	千代田区	千代田区 保健所	03 － 5211 － 8175	平日 8:30 ～ 17:15
	豊島区	池袋 保健所	03 － 3987 － 4179	平日 9:00 ～ 17:00
な	中野区	中野区 保健所	03 － 3382 － 6532	平日 9:00 ～ 17:00
	練馬区	練馬区 保健所	03 － 5984 － 4761	平日 9:00 ～ 17:00
は	文京区	文京 保健所	03 － 5803 － 1824	平日 9:00 ～ 17:00
ま	港区	みなと 保健所	03 － 3455 － 4461	平日 8:30 ～ 17:15
	目黒区	目黒区 保健所	03 － 5722 － 9089	平日 9:00 ～ 17:00

福祉保健局HPより作成
(https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/coronasodan.html#cmsF9A3F)

多摩地域

	所在地	保健所名	電話番号	開設時間
あ	昭島市	多摩立川 保健所	042 － 524 － 5171	平日 9:00 ～ 17:00
	あきる野市	西多摩 保健所	0428 － 22 － 6141	平日 9:00 ～ 17:00
	稲城市	南多摩 保健所	042 － 371 － 7661	平日 9:00 ～ 17:00
	青梅市	西多摩 保健所	0428 － 22 － 6141	平日 9:00 ～ 17:00
	奥多摩町	西多摩 保健所	0428 － 22 － 6141	平日 9:00 ～ 17:00
か	清瀬市	多摩小平 保健所	042 － 450 － 3111	平日 9:00 ～ 17:00
	国立市	多摩立川 保健所	042 － 524 － 5171	平日 9:00 ～ 17:00
	小金井市	多摩府中 保健所	042 － 362 － 2334	平日 9:00 ～ 17:00
	国分寺市	多摩立川 保健所	042 － 524 － 5171	平日 9:00 ～ 17:00
	小平市	多摩小平 保健所	042 － 450 － 3111	平日 9:00 ～ 17:00
	狛江市	多摩府中 保健所	042 － 362 － 2334	平日 9:00 ～ 17:00
た	立川市	多摩立川 保健所	042 － 524 － 5171	平日 9:00 ～ 17:00
	多摩市	南多摩 保健所	042 － 371 － 7661	平日 9:00 ～ 17:00
	調布市	多摩府中 保健所	042 － 362 － 2334	平日 9:00 ～ 17:00
な	西東京市	多摩小平 保健所	042 － 450 － 3111	平日 9:00 ～ 17:00
は	八王子市	八王子市 保健所	042 － 645 － 5195	平日 9:00 ～ 17:00
	羽村市	西多摩 保健所	0428 － 22 － 6141	平日 9:00 ～ 17:00
	東久留米市	多摩小平 保健所	042 － 450 － 3111	平日 9:00 ～ 17:00
な	東村山市	多摩小平 保健所	042 － 450 － 3111	平日 9:00 ～ 17:00
	東大和市	多摩立川 保健所	042 － 524 － 5171	平日 9:00 ～ 17:00
は	日野市	南多摩 保健所	042 － 371 － 7661	平日 9:00 ～ 17:00
	日の出町	西多摩 保健所	0428 22 － 6141	平日 9:00 ～ 17:00
	檜原村	西多摩 保健所	0428 － 22 － 6141	平日 9:00 ～ 17:00
	府中市	多摩府中 保健所	042 － 362 － 2334	平日 9:00 ～ 17:00
	福生市	西多摩 保健所	0428 22 － 6141	平日 9:00 ～ 17:00
ま	町田市	町田市 保健所	042 724 － 4238	平日 9:00 ～ 17:00
	瑞穂町	西多摩 保健所	0428 22 － 6141	平日 9:00 ～ 17:00
	三鷹市	多摩府中 保健所	042 362 － 2334	平日 9:00 ～ 17:00
	武蔵野市	多摩府中 保健所	042 362 － 2334	平日 9:00 ～ 17:00
	武蔵村山市	多摩立川 保健所	042 524 － 5171	平日 9:00 ～ 17:00

福祉保健局HPより作成
(https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/coronasodan.html#cmsF9A3F)

島しょ地域

	所在地	保健所名	電話番号	開設時間
あ	青ヶ島村	八丈 出張所	04996 － 2 － 1291	平日 9:00 ～ 17:00
	大島町	大島 出張所	04992 － 2 － 1436	平日 9:00 ～ 17:00
	小笠原村	小笠原 出張所	04998 － 2 － 2951	平日 9:00 ～ 17:00
か	神津島村	大島 出張所	04992 － 2 － 1436	平日 9:00 ～ 17:00
た	利島村	大島 出張所	04992 － 2 － 1436	平日 9:00 ～ 17:00
な	新島村	大島 出張所	04992 － 2 － 1436	平日 9:00 ～ 17:00
は	八丈町	八丈 出張所	04996 － 2 － 1291	平日 9:00 ～ 17:00
ま	御蔵島村	三宅 出張所	04994 － 2 － 0181	平日 9:00 ～ 17:00
	三宅村	三宅 出張所	04994 － 2 － 0181	平日 9:00 ～ 17:00

福祉保健局HPより作成
(https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/coronasodan.html#cmsF9A3F)